

様式第1号

平成 年 月 日

横瀬町長 様

住所
申請者氏名
電話

印

猿害等防除網購入費補助金交付申請書

横瀬町猿害等防除網購入費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的

サル、シカ、イノシシ等による農作物の被害を防ぐ猿害等防除網の購入

2 補助事業の経費の配分及び財源調書

| 購入物品 (防除対象獣名を記入) | 数量 (枚) | 購入費 (円) | 補助事業の財源内訳 | |
|---------------------|-----------|------------|-----------|-----------|
| | | | 町補助金 (円) | 受益者負担金(円) |
| ()用防除ネット | | | | |
| ()用防除ネット | | | | |
| 合計 | | | | |

※太枠の中にご記入ください。

3 設置場所

横瀬町大字 横瀬・芦ヶ久保 番地

4 添付書類 領収書

5 補助金の振込先金融機関名等(申請者の口座に限る)

銀行 _____ 口座番号 _____ 口座名義人(フリガナ) _____
農協 _____ 支店 普通 _____

横瀬町猿害等防除網購入費補助金交付要綱（平成12年3月31日告示第19号）

（平成22年2月25日改正告示第10号）

（趣旨）

第1条 この告示は、サル、シカ、イノシシ等による農作物等の被害（以下「猿害等」という。）を防ぐため、町が交付する猿害等防除網購入費の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、横瀬町補助金交付規程（昭和43年規程第1号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において、「猿害等防除網」とは、サル、シカ、イノシシ等の被害を防除するための網（防鳥網を除く。）をいい、当該防除網を設置するための支柱、梁及びロープ類は含まないものとする。

（補助対象者）

第3条 補助金を受けることができる者は、町内に住所を有し、自ら耕作等を行っている者で、現に猿害等を受け、又は猿害等を受けるおそれのある者とする。

2 前項の規定にかかわらず、町税等を滞納している者は、補助金を受け取ることができない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、購入した猿害等防除網の購入価格の8割（100円未満の端数を切り捨てて得た額）以内とし、最高2万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、猿害等防除網購入費補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、猿害等防除網を購入した年度内に一度だけ申請できるものとする。

（補助金の交付決定等）

第6条 町長は前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査して、補助金の交付の可否を決定し、猿害等防除網購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）又は猿害等防除網購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の取消し等）

第7条 町長は、前条の補助金の交付決定を受けた者が次の各号に該当する場合は、交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（1） この告示に違反したとき。

（2） 申請書の内容に虚偽の記載又は不正があったとき。

（委任）

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。